

## ○浜松医科大学における教育の質保証に関する要項

(令和2年12月2日要項第37号)

改正 令和3年12月7日要項第48号 令和4年1月26日要項第7号

令和4年12月23日要項第65号

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人浜松医科大学自己評価規則（平成18年規則第2号）第9条に基づき浜松医科大学（以下「本学」という。）における教育の質保証に係る実施体制等について、必要な事項を定めるものとする。

(責任体制)

第2条 教育の質保証に係る責任体制は、別表のとおりとする。

(中核となる委員会)

第3条 教育の質保証に関する組織的な点検及び改善活動の有効性に係る評価は、主として自己点検評価委員会が行う。

(教育課程に関する自己点検)

第4条 別表に掲げる教育課程の責任者は、関係者の協力を得て、各責任者が所掌する教育課程が次の基準を満たしているかについて、少なくとも中期目標期間中に1回、自己点検を行うものとする。

- (1) 学位授与方針が、具体的かつ明確であること。
- (2) 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること。
- (3) 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること。
- (4) 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されていること。
- (5) 学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われていること。
- (6) 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること。
- (7) 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業及び修了判定が実施されていること。
- (8) 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること。

(教育課程に関する評価)

第5条 自己点検評価委員会委員長は、関係委員会等及び学務課の協力を得て、前条各号及び次の事項について、少なくとも中期目標期間中に1回、評価を行い、その結果を教育課程の責任者に伝達する。

- (1) 学位授与方針が大学等の目的に即して定められていること。
- (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること。

(3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること。

(施設設備、学生支援及び学生受入に関する自己点検)

第6条 別表に掲げる施設設備、学生支援及び学生受入の責任者は、それぞれ関係者の協力を得て、それぞれの諸活動について、少なくとも中期目標期間中に1回、自己点検を行うものとする。

(施設設備、学生支援及び学生受入に関する評価)

第7条 自己点検評価委員会委員長は、関係委員会等及び関係各課の協力を得て、施設設備、学生支援及び学生受入について、少なくとも中期目標期間中に1回、評価を行い、その結果を各責任者に伝達するものとする。

(改善)

第8条 教育課程、施設設備、学生支援及び学生受入の責任者（以下「各責任者」という。）は、自己点検及び評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえ、それぞれ関係者の協力を得て各責任者が属する委員会等において協議の上、対応措置の実施計画（以下「対応計画」という。）を作成するものとする。

2 各責任者は、所定の様式により作成した対応計画を自己点検評価委員会委員長に提出するものとする。

3 自己点検評価委員会委員長は、各責任者から提出された対応計画を確認し、必要に応じて対応計画の修正を指示するとともに、各責任者に対応計画の実施を命ずるものとする。

4 対応計画は、それを協議・作成した委員会等の責任において、実施するものとする。

5 各責任者は、対応計画の進捗状況及び成果（以下「対応状況」という。）を随時確認し、必要に応じて関係者に対処方法を指示するとともに、第3項及び次項に基づく対応計画の実施の命を受けてから遅くとも6か月以内にその対応状況を自己点検評価委員会委員長に報告するものとする。

6 自己点検評価委員会委員長は、前項の報告から対応計画が未了と認めた場合、必要に応じて対応計画の修正を指示し、対応計画の実施を再度、命ずるとともに、各責任者から報告された対応状況を自己点検評価委員会で協議の上、年度ごとに、学長に報告するものとする。

7 自己点検評価委員会委員長は、前項の規定にかかわらず、第5項の報告から対応状況が不十分と認めた場合は、学長に直ちに報告するものとする。

8 学長は、前2項の報告から対応状況が不十分と認めた場合は、必要な改善措置を講ずるものとする。

(関係者からの意見聴取)

第9条 各責任者は、教育の質を保証するため、教育課程、施設設備、学生支援及び学生受入について、次の関係者に定期的にアンケート等を実施して意見を聴取する。

- (1) 学生
- (2) 卒業生及び修了生
- (3) 前号の主な雇用者
- (4) その他、必要と認めた者

2 各責任者は意見聴取した結果をそれぞれの自己点検に活用し、自己点検評価委員会委員長はそれぞれの評価に活用するものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、教育の質保証に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年12月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年12月7日要項第48号)

この要項は、令和3年12月7日から施行する。

附 則(令和4年1月26日要項第7号)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月23日要項第65号)

この要項は、令和4年12月23日から施行する。

別表(第2条、第4条及び第6条関係)

責任の別	責任者	負う責任
統括	学長	自己点検評価委員会委員長からの報告に対して、必要な改善措置を講ずること。 重要事項について教育研究評議会で審議すること。
評価	自己点検評価委員会委員長	評価結果を関係する責任者へ伝達すること。 対応計画の実施を教育課程、施設整備、学生支援及び学生受入の責任者

		に命じ、その対応状況を学長に報告すること。 重大な問題（対応計画の対応状況が不十分な場合を含む。）があると認められた場合は、直ちに学長に報告すること。
教育課程	<p>医学部 ：教務委員会委員長 大学院看護学専攻 ：大学院博士前期課程部会長 ：大学院博士後期課程（看護学専攻）部会長 大学院医学専攻 ：大学院医学専攻部会長 大学院光医工学共同専攻 ：大学院光医工学共同専攻運営委員会委員 （国立大学法人浜松医科大学自己点検評価委員会内規（令和3年内規第47号）第3条第1項第11号に規定する委員に限る。）</p>	<p>自己点検を行うこと。 自己点検及び評価の結果を踏まえ、対応計画を作成の上、改善を行い、その結果を自己点検評価委員会委員長に報告すること。 自己点検の結果により、重大な問題があると認められた場合は、直ちに自己点検評価委員会委員長に報告すること。</p>
施設設備	施設・環境マネジメント委員会委員長	
学生支援	<p>医学部 ：学生委員会委員長 大学院看護学専攻 ：大学院博士前期課程部会長 ：大学院博士後期課程（看護学専攻）部会長 大学院医学専攻 ：大学院医学専攻部会長 大学院光医工学共同専攻 ：大学院光医工学共同専攻運営委員会委員 （国立大学法人浜松医科大学自己点検評価委員会内規（令和3年内規第47号）第3条第1項第11号に規定する委員に限る。）</p>	
学生受入	<p>医学部 ：入学試験委員会委員長 大学院看護学専攻 ：大学院博士前期課程部会長 ：大学院博士後期課程（看護学専攻）部会長 大学院医学専攻 ：大学院医学専攻部会長 大学院光医工学共同専攻</p>	

	: 大学院光医工学共同専攻入試委員会委員 (国立大学法人浜松医科大学自己点検評価委員会内規 (令和 3 年内規第 47 号) 第 3 条第 1 項第 12 号に規定する委員に限る。)	
--	--	--